	コミュニティ・スクール			地域学校協働本部		
	導入校数	導入率	増加校数 ^(前年度比)	整備校数	整備率	増加校数 ^(前年度比)
幼稚園	325	10.6%	49	612	20.0%	59
小学校	9,121	49.0%	2,070	13,160	70.7%	590
中学校	4,287	47.3%	948	5,976	66.0%	351
義務教育学校	111	69.8%	16	120	75.5%	19
高等学校	975	28.0%	170	494	14.2%	59
中等教育学校	7	20.6%	3	4	11.8%	2
特別支援学校	395	35.8%	109	202	18.3%	17
合計	15,221	42.9%	3,365	20,568	57.9%	1,097

[※]幼稚園には幼稚園型認定こども園を含む。

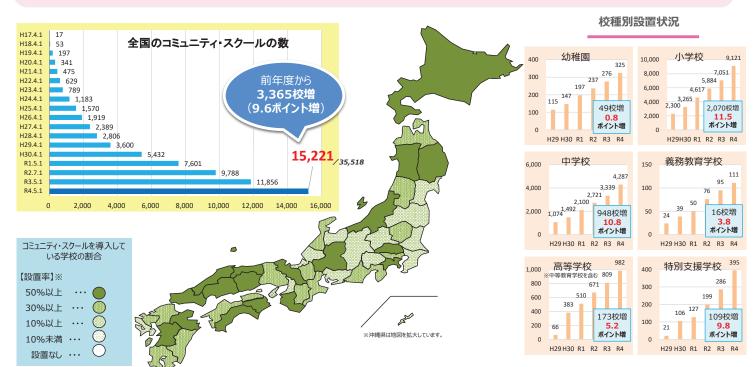
※母数は令和4年5月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数

※ここでいうコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の導入状況 一学校数一

学校運営協議会を設置している学校数:47都道府県内 **15,221**校 (令和4年5月1日現在) (幼稚園325、小学校9,121、中学校4,287、義務教育学校111、高等学校975、中等教育学校7、特別支援学校395)

全国の学校のうち、42.9%がコミュニティ・スクールを導入



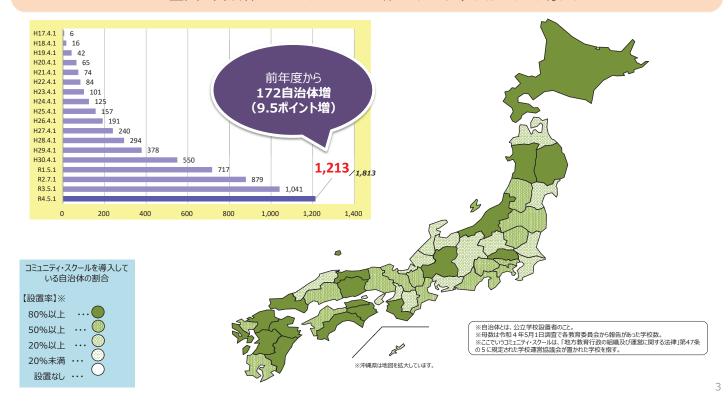
2

[※]学校数の母数は今回調査において教育委員会から回答のあった学校数としている。

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の導入状況 ー自治体数ー

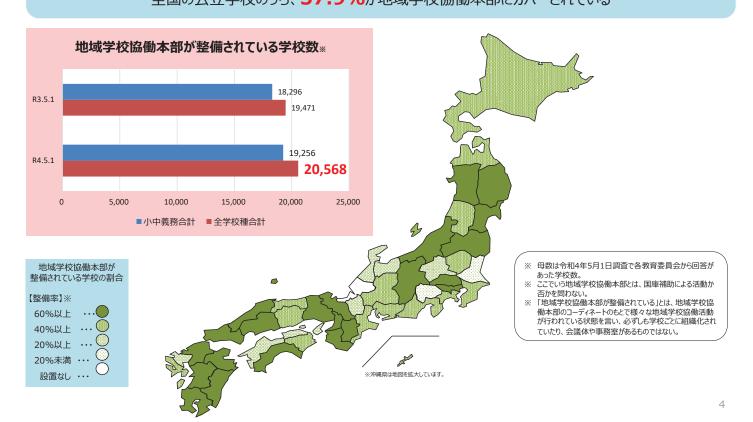
コミュニティ・スクールを導入している自治体数: 47都道府県内 **1,213**自治体 (令和4年5月1日現在) (37都道府県、1,164市区町村、12学校組合)

全国の自治体※のうち、66.9%がコミュニティ・スクールを導入



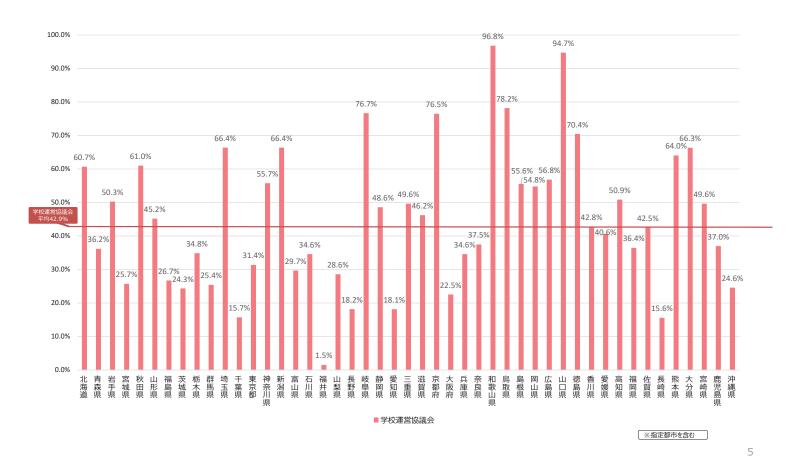
地域学校協働本部の整備状況 -学校数-

地域学校協働本部が整備されている公立学校数: 47都道府県内 **20,568**校(令和4年5月1日時点) (幼稚園612、小学校13,160、中学校5,976、義務教育学校120、高等学校494、中等教育学校4、特別支援学校202) 全国の公立学校のうち、**57.9%**が地域学校協働本部にカバーされている

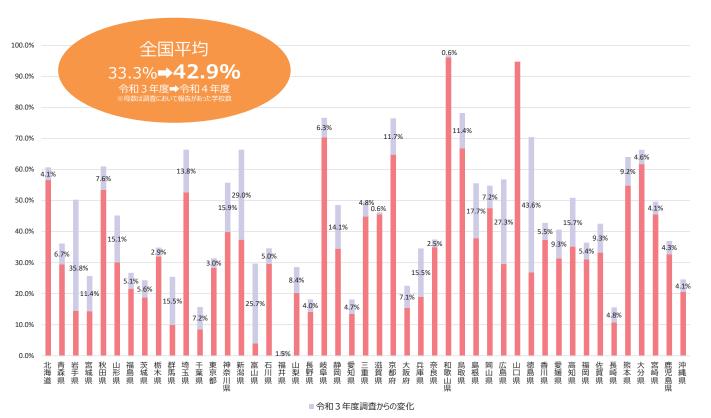


コミュニティ・スクールの導入率(都道府県別・全学校種)

コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 : 15,221校(幼稚園: 325、小学校: 9,121、中学校: 4,287、 義務教育学校: 111、高等学校: 975、中等教育学校: 7、特別支援学校: 395)



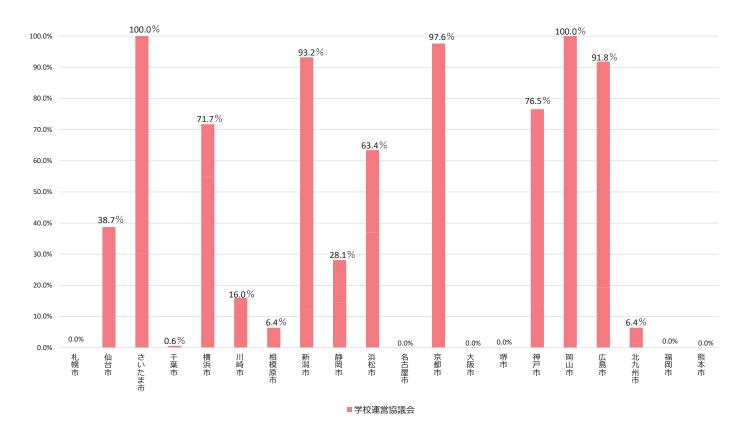
コミュニティ・スクール導入率の2カ年変化(都道府県別・全学校種)



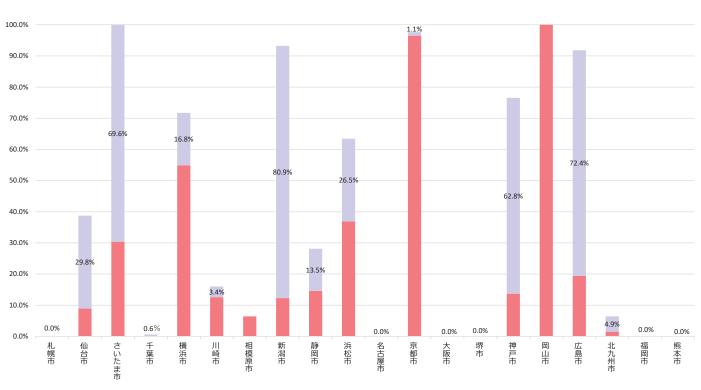
※指定都市を含む

コミュニティ・スクールの導入率(指定都市別・全学校種)

コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 : 1,836校(幼稚園:60、小学校:1,184、中学校:532、 義務教育学校:12、高等学校:21、中等教育学校:3、特別支援学校:24)



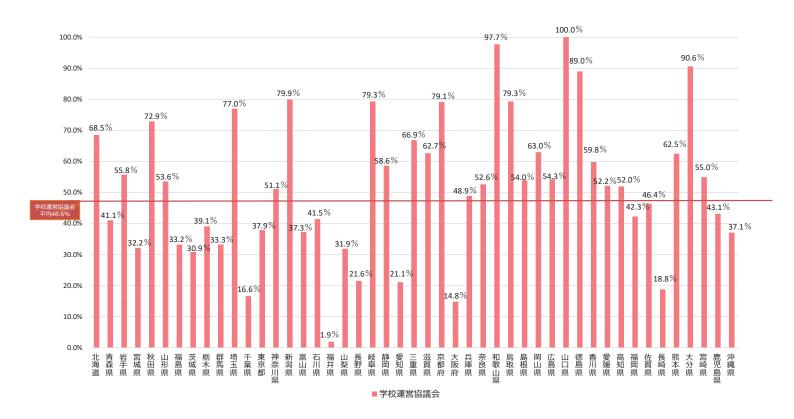
コミュニティ・スクールの導入率の2カ年変化(指定都市別・全学校種)



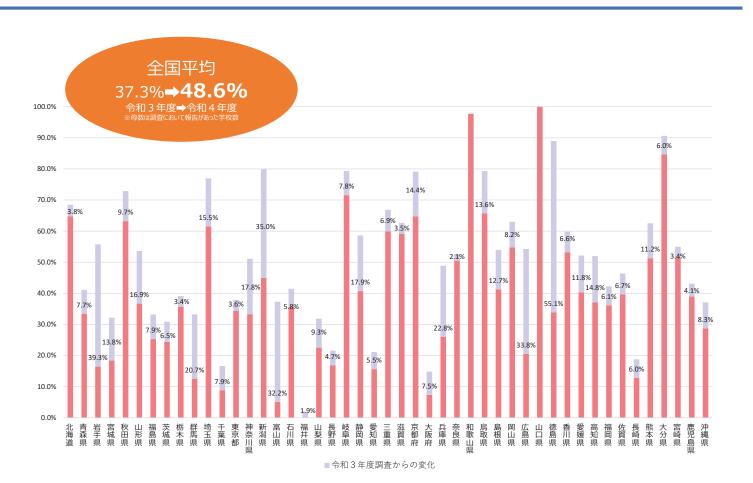
■令和3年度調査からの変化

コミュニティ・スクールの導入率 (都道府県別・小中義務教育学校)

コミュニティ・スクールを導入している公立小・中・義務教育学校数 : 13,519校(小学校:9,121、中学校:4,287、 義務教育学校:111)

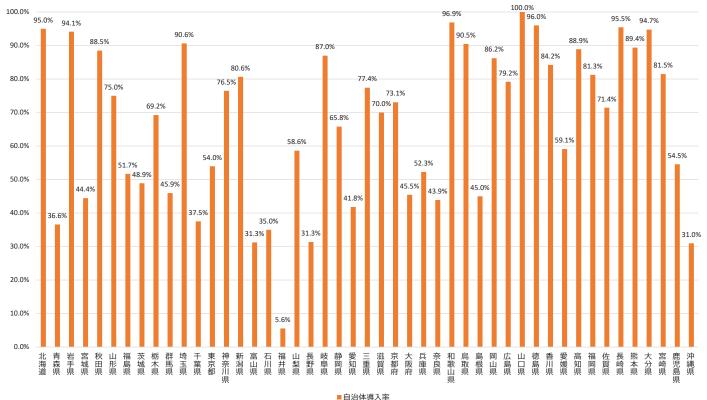


コミュニティ・スクールの導入率の2カ年変化(都道府県別・小中義務教育学校)



コミュニティ・スクールの自治体導入率(都道府県別・全学校種)

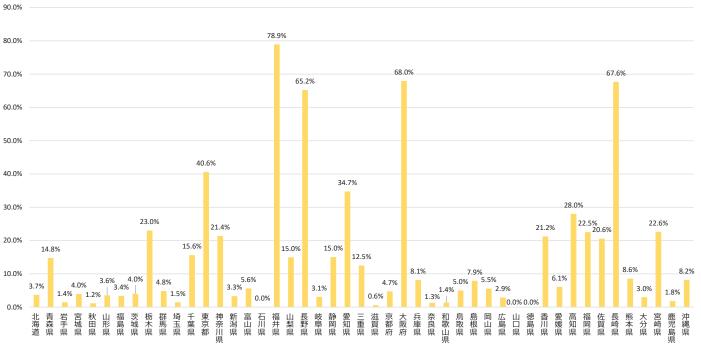
: 1,213自治体(37都道府県、1,164市区町村、12学校組合) コミュニティ・スクールを導入している自治体数



『類似の仕組み』の実施状況

『類似の仕組み』を設置している公立学校数:6,152校(幼稚園:338、小学校:3,532、中学校:1,716、義務教育学校:16、高等学校:423、中等教育学校:6、特別支援学校:121)

- 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校ごと又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が 学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体。 学校評議員(学校教育法施行規則第49条に基づくもの)や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は含まない。

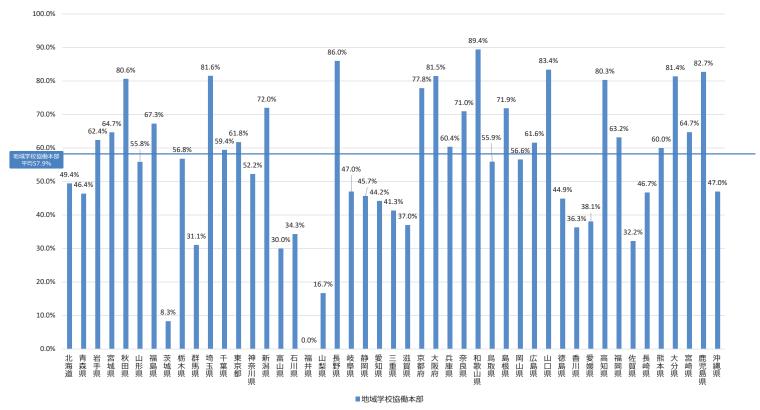


■類似の仕組み

11

地域学校協働本部の整備率(都道府県別・全学校種)

地域学校協働本部が整備されている公立学校数: 20,568校(幼稚園:612、小学校:13,160、中学校:5,976、義務教育学校:120、高等学校:494、中等教育学校:4、特別支援学校:202)

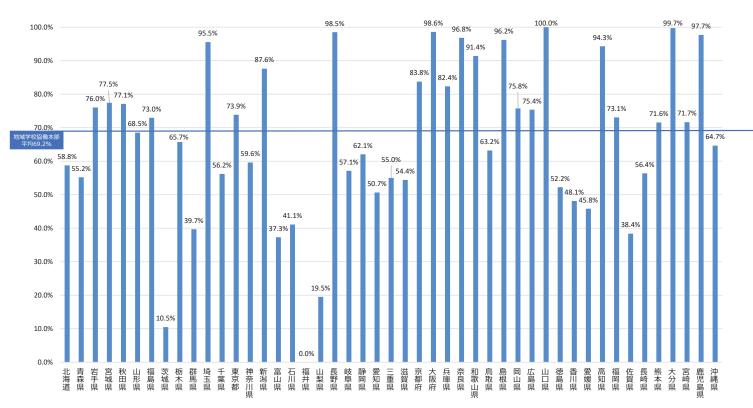


※文部科学省が定義している地域学校協働本部として自治体より回答があった数。

13

地域学校協働本部の整備率(都道府県別・小中義務教育学校)

地域学校協働本部が整備されている公立小・中・義務教育学校数: 19,256校(小学校: 13,160、中学校: 5,976、義務教育学校: 120)



■地域学校協働本部

※文部科学省が定義している地域学校協働本部として自治体より回答があった数。

○ 地域学校協働活動推進員

社会教育法第9条の7において定められている、教育委員会の施策に協力して地域住民等と学校との間の情報の共有を図るととも に、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う、教育委員会が委嘱している者。統括的な地域学校協働活 動推進員は、これらの者を統括する立場の者。

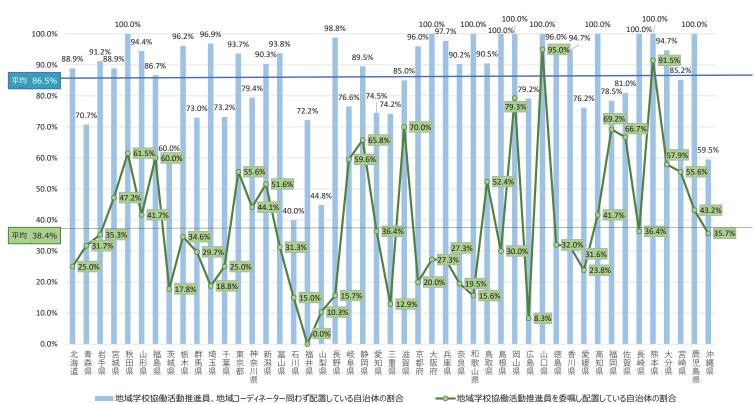
<u>○ 地域コーディネーター</u>

<u>教育委員会が社会教育法に基づいた地域学校協働活動推進員として委嘱していない</u>が、地域学校協働活動推進員と同等の役割を果 たす者。統括コーディネータ一はこれらの者を統括する立場の者。



地域学校協働活動推進員等の配置状況(都道府県別)

地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターが配置されている(1人以上いる)自治体の割合と このうち教育委員会が社会教育法に基づき地域学校協働活動推進員に委嘱している者が配置されている自治体の割合



━━地域学校協働活動推進員を委嘱し配置している自治体の割合

15